

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(新設)</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第 32 条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(通常の勤務場所を離れて勤務する非常勤職員の労働時間)</u></p> <p><u>第 28 条の 3 非常勤職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、通常の勤務場所を離れて勤務することを命ぜられることがある。</u></p> <p><u>2 非常勤職員が前項の勤務を命ぜられた場合において、当該勤務の労働時間を算定しがたいときは、割り振られた労働時間を勤務したものとみなす。ただし、労働時間を超えて勤務する必要がある場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。</u></p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第 32 条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 出生サポート休暇 非常勤職員(所定労働日数が週 3 日以上又は年 121 日以上で 6 ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日(当該通院等が体外受精及び顕微鏡受精に係るものである場合にあつては、10 日)の範囲内の期間</u></p> <p><u>(11) 配偶者出産休暇 非常勤職員(所定労働日数が週 3 日以上又は年 121 日以上で 6 ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、非常勤職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき非常勤職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産</u></p>	<p>通常の勤務場所を離れて勤務する非常勤職員の労働時間の取扱いを常勤職員と揃えるための改正。</p> <p>改正国家公務員育児休業法に伴う人事院規則の改正により、妊娠・出産・育児のための休暇(有給)を新設するための改正。</p>

	<p><u>の日後 2 週間を経過する日までの間の 2 日以内の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</u></p> <p><u>(12) 育児参加休暇 非常勤職員(所定労働日数が週 3 日以上又は年 121 日以上で 6 ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)</u>の妻が<u>出産する場合にあってその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間内における 5 日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</u></p>	
--	---	--

附 則(令和 4 年 4 月 1 日規則第 3 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。